八頭町建設工事等に係る予定価格及び最低制限価格の公表要綱

の運用について

（公表の範囲）

* 競争入札によって執行する全ての建設工事等について、次のとおり公表を行う。

予定価格の公表は事前・事後の併用とし、事後公表を行う建設工事等は別に定める。

最低制限価格は事後公表により行う。

（予定価格）

* 予定価格調書の作成は、起工伺い決裁後に行う八頭町建設業者指名審査会の議を経て適正に設定し、決裁者が記入する。

（公表の方法）

* 公告、指名通知、開札筆記等は、主管課において閲覧することができる。

（質問回答の方法）

* 入札参加者は、質問がある場合は、入札日の３日前（休日を含まない。）までに主管課に質問書を提出する。
* 質問書の様式は、別添のとおりとする。
* 主管課は、入札の執行までに質問者に回答する。
* 質問書及び回答は、主管課で契約関係書類とともに保管する。

（入札の手続き）

* 最低制限価格を設定した場合は、最低制限価格と同一価格の入札は有効、又最低制限価格を下回る入札は無効とする。

（随意契約の公表）

* 随意契約については、契約締結後その内容等について、必要に応じ公表する。（予定価格の事後公表を含む。）

別添

|  |
| --- |
| 入札閲覧設計書に関する質問書 |
| 工事名 |  |
| 質問者 | 会社名質問者職氏名連絡先 |
| 提出年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 質問事項 |  |

注）　１　質問書は入札日の３日前までに、主管課へ提出する。

２　回答は、入札の前までに質問者に回答する。

確認欄